



## 呉錦堂の舞子地域の土地所有について

2015年5月の足立裕司先生の「移情閣上棟百周年記念講演」（当通信第19号に講演録を掲載）に触発され、呉錦堂の土地所有について調査し、当通信第21号では神戸港近くの栄町通1丁目の土地について、同22号では山麓線の籠池通5丁目及び6丁目の土地について報告しました。当第24号では、最後になりましたが、舞子地域の土地についてみていきます。（編集委員 橋 雄三）

### 《1. 呉錦堂の舞子地域土地所有概観》

上述講演のなかで、講師の足立裕司先生は、「呉錦堂は舞子海岸のこの辺りにいっぱい土地を持っていたのです。所有権を移転して、最後は自分のものにするのですが、中国人で、日本国籍のない人は土地を入手できなかったために、たぶん、先行買いしていたのではないかというのが私たちの基本的な考え方です。駅ができることを見越して、この地域の土地をずっと所有していったのだらうと思うわけです。」とおっしゃっています。

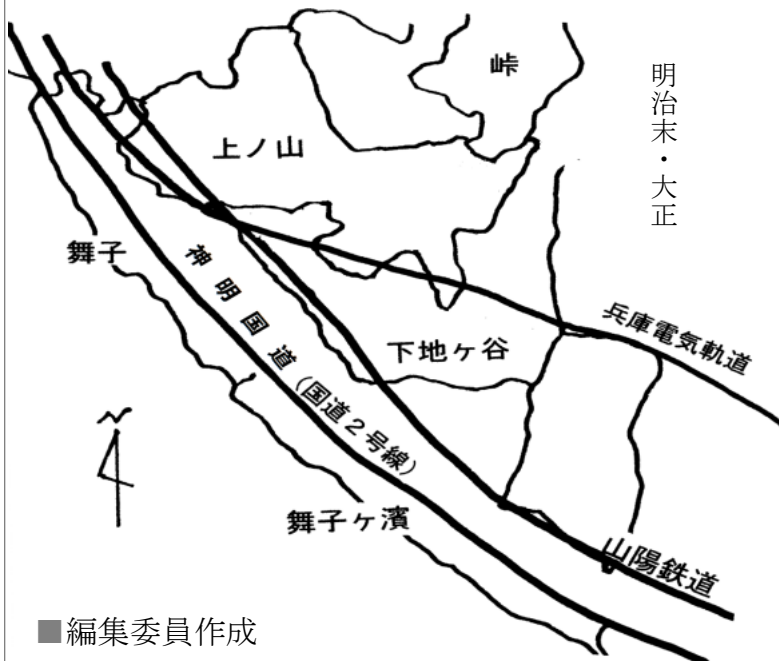
ところで、呉錦堂の土地所有について、「先行買い」について実証することは困難ですので、ここでは、法務局の「旧土地台帳」記載事項を中心に報告いたします。なお、先行研究として尾崎光・足立裕



現在の舞子浜

司論文「神戸市舞子地域における住宅地形成に関する歴史的研究—土地所有の変遷に基づく考察を中心として—」（平成20年度日本建築学会近畿支部研究報告集）があることを申し添えておきます。

筆者（橋）が調査した範囲は、明石郡垂水村大字山田の字舞子ヶ濱、字上ノ山、字峠、字下地ヶ谷です（左下地図参照）。ただ、下地ヶ谷における呉錦堂の土地所有については件数、面積が少なく、期間も短いのでここでは言及しません。また、上述、尾崎・足立論文には峠の記述はありません。



■編集委員作成

補足1 ■兵庫電気軌道（現、山陽電気鉄道）の「舞子公園駅」開業は大正6（1917）年。補足2 ■山陽鉄道の「舞子公園停車場」開業は明治29（1896）年。1906年に国有化。

### 《2. 呉錦堂の孫、呉伯瑄氏の思い出》

呉伯瑄（ご・はくせん）氏は、「私の戸籍は移情閣の所在地、舞子ヶ濱2028-3で、住所は上ノ山1752-1でした。啓三郎ほか兄達もこの上ノ山の家に住んでいて、戦争もこの家から行きました。ここには、二階建て洋館と和風家屋5、6軒が建っていて、私たちは洋館のほうに住み、和風家屋には使用人が住んでいました」とおっしゃっています。

また、『垂水百年のあゆみ（復刻版）』（後述）で松下泰造氏は、上ノ山にあった呉邸について、「同家の住居は山陽電車の舞子公園駅の北東にあった。洋風の二階建てである。呉錦堂の孫、啓三郎氏が筆者の友人であったので、昭和8年（1933年）ごろよく訪問した」と記述されています。

これらの話から、呉家の舞子での生活の様子がわかります。

## 呉錦堂の舞子地域の土地所有について（２）舞子ヶ濱

### 《1. 舞子ヶ濱の土地取得について》

まず、呉錦堂の松海別荘並びに移情閣のある舞子浜における土地所有から、当頁下の表、「舞子ヶ濱土地取得明細」に基づいてみていきます。なお、同表は筆者が法務局の「旧土地台帳」から抜き出し、整理作成したものです。

同表、**通し番号1** ■呉錦堂は明治37年11月25日に帰化が許可され、明治37年12月16日に神戸市栄町通1丁目17番の土地を取得しています。待ちかねたような土地所有ですが、さらに2日後の12月18日には、この栄町通の地番を所有主住所とし、明石郡垂水村大字山田字舞子ヶ濱の土地を3件、神戸の木村房五郎から取得しています。

**通し番号2** ■舞子ヶ濱における呉錦堂の土地所有の第二期は、明治38年7月24日です。このとき、7件の土地取得がありましたが、前所有者はいずれも、大阪の伊藤清次郎です。2028-3が中心で、通し番号1及び2はこの番地に合筆されていきます。合筆の後に、一部、分筆（同番-49）もありました。

**通し番号3** ■第三期は明治39年4月21日です。2028-5、同番-43とも、前所有者は神戸の吉川久七と森本茂吉です。この区画はもっとも面積が大きかったのですが、3年半ほどの間に次々、有栖川宮別当伊藤博邦、大阪の八木與三郎、大阪の野村半三郎ら民間個人に譲渡してしまっています。

**通し番号4** ■舞子ヶ濱での最後の土地取得は明治45年7月29日です。この2件の土地取得は、いずれも呉啓藩名義で、前所有者は大阪の金澤仁兵衛です。時期的に、移情閣の建築との関係が考えられますがどうだったのでしょうか。

これら舞子ヶ濱の所有地は、大正14年、呉錦堂合資会社に名義変更されます。その後、神明国道（現、国道2号線）の拡幅工事に伴い、別表「舞子ヶ濱土地取得明細」備考欄に記載の通り、昭和3年10月25日、2028-3、同番-4、同番-29、同番-49の4つの地番をもって所有権が兵庫県へ移転します。

以下、『兵庫県立舞子公園百年史』（2001年 財団法人兵庫県園芸・公園協会）に拠り補足いたします。

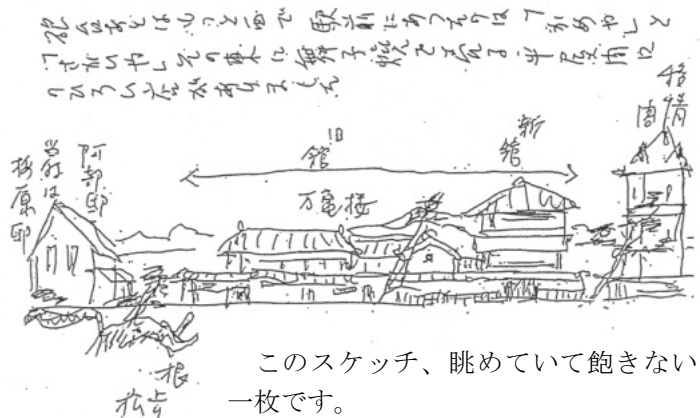
譲渡された合計面積は721.87坪、金額は79,405円70銭でした。また、土地代とは別に、県は同会社に松海荘と別館の建物補償として53,546円72銭を支払っています。そして更に県は、この買収した土地の中から移転後の建物に必要な約300坪の無償使用を同会社に認めました。これによって、移情閣は、県有地の上に設置許可を受けた公園施設となったわけです。

### 《2. 当時の舞子ヶ濱の風景》

移情閣が建つ前の舞子浜の写真としてよく知られるのは次の一枚です。「左から萬亀楼、一つおいて付属棟、松海荘。東天閣、久保八郎氏所蔵」と説明があります。（『兵庫県立舞子公園百年史』に拠る）



もう一枚、興味深いスケッチがあります。これは「竹中郁さんの描いた舞子萬亀楼」という荒尾親成氏（郷土史研究家）の文章に出てくるものです。移情閣の上棟は大正4年で、萬亀楼の神明国道拡幅に伴う、旧砲台西への移転は昭和3年ですから、十数年、ご近所だったわけです。



このスケッチ、眺めていて飽きない一枚です。

### [舞子ヶ濱土地取得明細]

番号	地番	取得年月	前所有者	登記名義	備考(所有権の移転ほか)
1	2028-18、-22、-27	M37.12.18	個人1	呉錦堂	2028-3に合筆。その後、-49を分筆。それぞれの地番でS3.10.25兵庫県へ
2	2028-3、-23、-28、-34、-35、-36、-37	M38.7.24	個人2	呉錦堂	明治41年から42年にかけて、分筆し、個人A、B、Cへ
3	2028-5、-43	M39.4.21	個人3、4	呉錦堂	2028-4、-29、それぞれの地番でS3.10.25兵庫県へ
4	2028-4、-29	M45.7.29	個人5	呉啓藩	



## 呉錦堂の舞子地域の土地所有について（3）上ノ山と峠

### 《1. 呉伯瑄氏の話（続き）》

呉伯瑄氏は、■上ノ山1752番-1にあった居宅について、「二階建て洋館と和風家屋5、6軒が建っていて、敷地は5千坪ほどありました。明石の小学校、中学校へはこの家から通い、土曜日と日曜日は籠池の家で過ごしていました。小学3年生か4年生のとき、道隔てて向かいに牛尾さんが住まれるようになり、治朗さん（ウシオ電機の設立者）と友達になりました。籠池の家は空襲で焼けてしまいましたが、この上ノ山の家は無事だったので、戦争が終わり、学校は瀧川学園にかわりましたが、この家から通学していました」また、■「家の北の方、歩いて10分足らずのところ2万坪ほどの畑地を所有していて、使用人たちが、ここで大根など野菜を作っていました。私は、よく、この畑地を通して瀬戸君（後のアサヒビール社長、雄三氏）の家へ遊びに行っていました。この畑地は、終戦の少し前、軍に接收され、朝鮮半島から連れてこられて軍需工場（三菱重工）で働く労働者の宿舎が建ちました。戦後、この地は進駐軍のキャンプになりました。」とおっしゃっています。

### 《2. 上ノ山の土地所有について》

この地は現在、苔谷(こけたに)公園の南、神戸淡路鳴門自動車道の下になっております。以下、別表「上ノ山土地取得明細」を参照ください。

**通し番号1** ■上ノ山における呉錦堂の土地所有の最初は明治39年5月20日です。前所有者は馬戸鶴太郎で、所有19年で神戸の佐野實に譲渡しています。

**通し番号2** ■上ノ山における土地取得の第二期は明治39年9月で、10件の土地取得があり、9月18日、28日、29日のいずれかの日に登記されています。前所有者はいずれも岐阜県羽島（2件は東京）の

大野徳三郎です。このときの取得地の一部は、大正5年11月24日兵庫電気軌道へ譲渡されますが、あとは、1752-1へ合筆され、約3,000坪が昭和25年6月7日の愛徳童貞会への譲渡まで、呉家の住居として存続します。呉錦堂の土地所有の最長記録といえます。

この地の呉錦堂所有合計坪数について、筆者の集計では、呉伯瑄氏のおっしゃる5千坪とは、開きがありました。

### 《3. 峠の土地所有について》

このページ左の段、呉伯瑄氏の話の■の箇所は峠の土地で、現在、三菱重工神戸造船所松ヶ丘社宅あたりと推察します。以下、別表、「峠土地取得明細」に基づいて説明いたします。

**通し番号1** ■峠における呉錦堂の土地所有の最初は、明治39年5月15日です。前所有者は大阪の堀六左衛門です。この土地は昭和18年8月3日、三菱重工業株式会社へ譲渡されています。

**通し番号2** ■峠における土地取得の第二期は明治39年10月22日で、3件の土地取得があり、前所有者はいずれも、大阪の杵田つねです。この3件の土地も、すべて、昭和18年8月3日、三菱重工業株式会社へ譲渡されました。（以下、4頁の下へ続きます。）



苔谷公園から見た三菱重工神戸造船所松ヶ丘社宅

#### [上ノ山土地取得明細]

番号	地番	取得年月	前所有者	登記名義	備考(所有権の移転ほか)
1	1767-1	M39. 5. 20	個人6	呉錦堂	T14. 5. 12個人Dへ
2	1752-1、1753-1、 1754-1、-2、-3	M39. 9. 18 及び9. 28、 9. 29	個人7	呉錦堂	一部がT5. 11. 24兵庫電気軌道へ。これを除き他は1752-1へ合筆 S25. 6. 7愛徳童貞会へ
	1755、1758、1759-1 1760、1761				

#### [峠土地取得明細]

番号	地番	取得年月	前所有者	登記名義	備考(所有権の移転ほか)
1	1736-1	M39. 5. 15	個人8	呉錦堂	S18. 8. 3三菱重工業株へ
2	1714-1、1745-1、1746-1	M39. 10. 22	個人9	呉錦堂	S18. 8. 3三菱重工業株へ

## 呉錦堂の舞子地域の土地所有－武藤山治との関係について－

### 《1. 舞子ヶ濱の土地取得－武藤山治との関係》

上述講演のなかで、講師の足立裕司先生は、舞子浜に復元なった旧武藤山治邸の画像を指しながら、「問題は、この武藤邸です。呉錦堂はこの辺の土地を全部持っていた。武藤山治をなぜかここへ呼び寄せるのですね。おそらく、土地を安く斡旋したのじゃないかと考えられるのですが、わかりません」とおっしゃり、また、武藤山治を呼び寄せた背景として、「（鈴木久五郎との仕手戦で）仕手戦だけはやめろ、と武藤山治が口をすっぱくして言っていたのに、やってしまったのは呉錦堂です。そういう意味では、その代償とはいいいませんが、関係があるのかなど思ったりしてしまいます。これはエピソードです」とおっしゃっています。「…、わかりません」「これはエ



[大正/昭和初期]

舞子公園東部（中央－阿部邸、武藤邸、小曾根邸）  
『垂水百年のあゆみ(復刻版)』（平成25年 垂水郷土史研究会）

ピソードです」とおっしゃっているように、調査・研究に裏付けられた言葉ではありません。このあたりを法務局の旧土地台帳の記録に基づいて整理した「舞子ヶ濱、武藤山治土地取得明細」でたどってみます。

**通し番号1** ■武藤山治の舞子ヶ濱における土地所有の最初の記録です。記録上は呉錦堂より2年半以上早いこととなります。興味深いのは所有主住所が岐阜県海西郡蛇池村と、武藤山治の出身地になっていることです。前所有者は神戸の吉川久七です。明治40年5月27日、大阪の梅原徳治郎へ譲渡しています。

**通し番号2** ■前所有者は神戸の吉川久七と森本茂吉で、登記名義は武藤山治(住所、中山手通4丁目101)と森本茂吉です。昭和2年9月6日、武藤山治個人名義になり、昭和12年6月18日、長男武藤金太名義で鐘淵紡績株式会社へ譲渡しています。武藤山治の舞子ヶ濱での主たる地番はこの 2028-11で、現在の舞子公園内の「旧武藤山治邸」よりかなり東です。

**通し番号3** ■前所有者は神戸の吉川久七と森本茂吉です。昭和2年6月、通し番号2の2028-11に合筆されます。

**通し番号4** ■前所有者は神戸の吉川久七です。昭和3年4月17日、京都の染谷寛治へ譲渡されます。

武藤山治の舞子地域での土地所有は、明治末から大正にかけ、字上ノ山や字峠でも相当件数確認できました。「呉錦堂に別荘用地を斡旋してもらった」から舞子ヶ濱へ来たというような消極的な土地所有ではありません。逆に、呉伯瑄氏の「（呉錦堂は）武藤さんが呼んだから舞子ヶ濱へ来た」ということばの方が事実に近いと考えられます。

### [舞子ヶ濱、武藤山治土地取得明細]

番号	地番	取得年月	前所有者	登記名義	備考(所有権の移転ほか)
1	2028-21、-25	M35. 4. 9	個人 3	武藤山治	M40. 5. 27個人Eへ
2	2028-11	M38. 6. 27	個人 3、4	武藤山治 個人 4	S2. 9. 6武藤山治個人へ、 S12. 6. 18長男名義で鐘淵紡績へ
3	2028-45	M38. 10. 3	個人 3、4	武藤山治	2028-11に合筆
4	2028-8	M43. 7. 14	個人 3	武藤山治	S3. 4. 17個人Fへ

### ■呉錦堂の舞子周辺の土地所有について(3)の続き

呉錦堂の峠の所有地を合計すると2千数百坪にはなりますが、呉伯瑄氏のおっしゃる数字、「2万坪」とは隔たりがあります。

ところで、峠の土地の所有権移転で特徴的なのは、呉伯瑄氏の話にも出てきましたが、戦時中の軍による接收、つまり、軍需工場（三菱重工業株

式会社）で働く労働者の宿舎建設用地としての土地収用です。旧土地台帳で字峠の箇所を調べると、この時期、三菱重工業が取得した土地の総計は1万余坪になります。甲子園球場とほぼ同じ広さです。この三菱重工業の所有地は、戦後、進駐軍キャンプの時期を経て後、三菱重工業松ヶ丘社宅の敷地になっていったと考えられます。